

千葉県告示第958号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定したので、同条第2項の規定により告示します。（指定番号 指 - 28）

また、土壤汚染対策法第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示します。（指定番号 指 - 29）

平成29年12月12日

千葉市長 熊谷俊人

1 指定区域

(1) 指 - 28 要措置区域

千葉市中央区浜野町1025番116、657の各一部(別図1のとおり)

(2) 指 - 29 形質変更時要届出区域

千葉市中央区浜野町1025番108の一部(別図2のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

(1) 指 - 28 ふっ素及びその化合物

(2) 指 - 29 なし

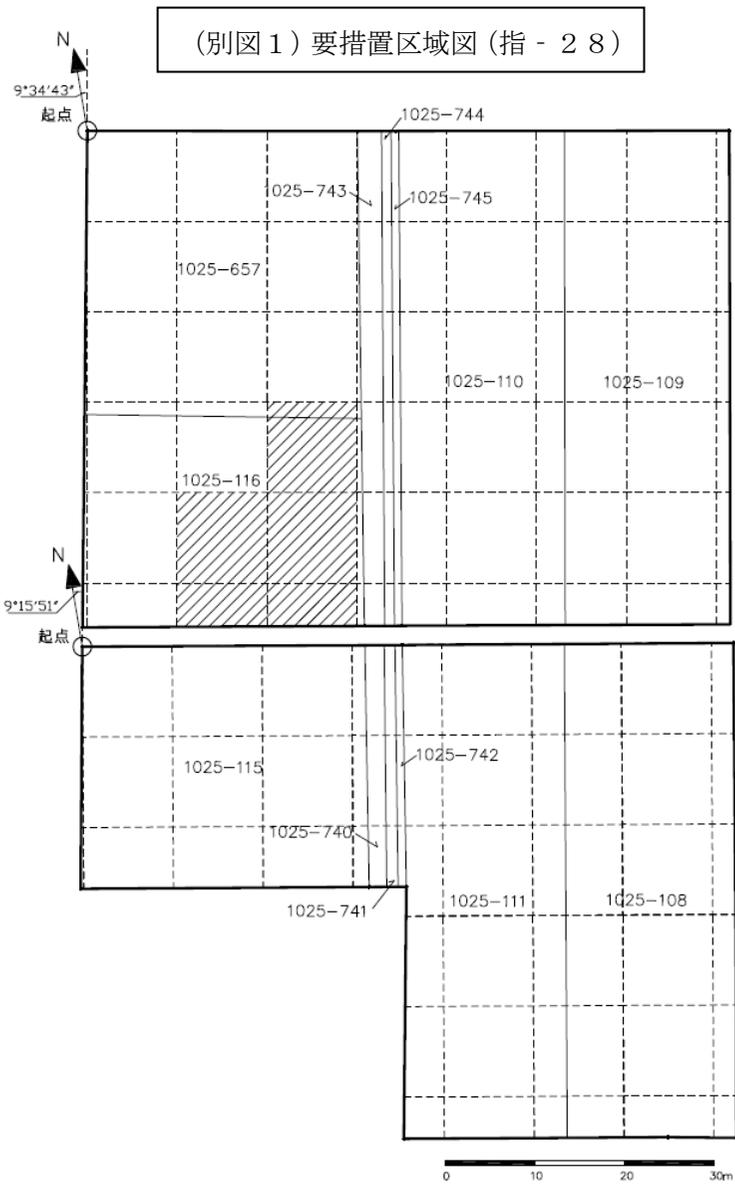
3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

(1) 指 - 28 なし

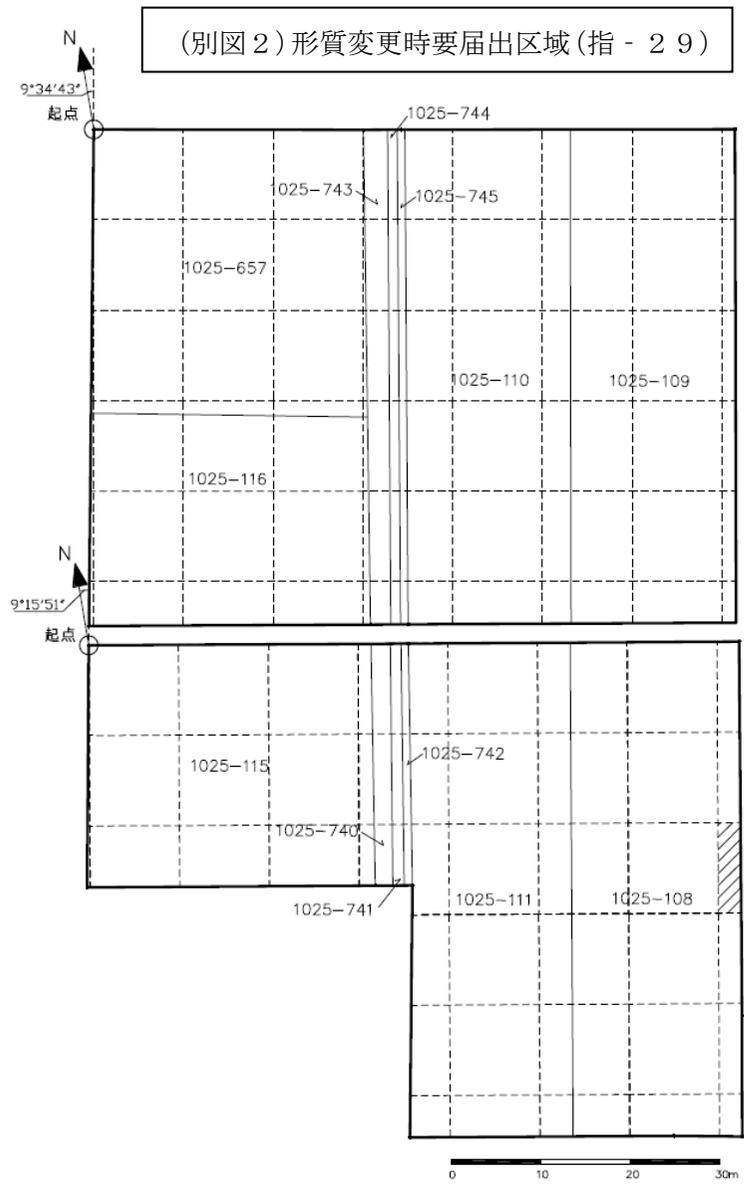
(2) 指 - 29 鉛及びその化合物

4 当該要措置区域において講ずべき指示措置

指定区域（指 - 28）における地下水の水質の測定



凡例
 申請を行う土地の所在地：千葉市中央区浜野町1025番116、657の各一部
 — 敷地境界 — 筆境界 - - - 単位区画
 ▨ ふっ素及びその化合物の土壌溶出量基準超過:396.0m²



凡例
 申請を行う土地の所在地：千葉市中央区浜野町1025番108の一部
 — 敷地境界 — 筆境界 - - - 単位区画
 ▨ 鉛及びその化合物の土壌含有量基準超過:25.4m²